

加西市監査公表第3号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、平成21年8月31日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

平成21年10月27日

加西市監査委員 小 谷 融
加西市監査委員 三 宅 利 弘

第1 請求の要旨

平成21年8月31日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

- 1 請求人の平成21年8月5日付け情報公開請求により交付された市長の「平成20年度交際費明細」のうち別紙のものについては、正当債権者の領収者の写しが添付されていない。
請求対象のこれらの行為は秘密裡に行われており、住民は相当の注意力をもって調査しても、知ることができない。このような交際費の支出は、関係法令に違反し、使途基準を逸脱した使用項目・内容であり、経費の支出が、関係法令及び財務規則に沿って適正に処理されていない。
- 2 平成21年2月17日のロッカー利用料の利用証明と平成20年度交際費明細書の日付が相違している。また、10月8日の電話代1,180円については、領収書の年が記載されていないため、交際費を支出したことについて証明することができない。
- 3 懇談における市参加者の飲食代は、国家公務員倫理法第3条、国家公務員倫理規定第4条1項、2項同法第8条第1項の規定等により、違法又は不当な支出負担行為である。
- 4 電話代及び出張時のロッカー利用料の支出先は、正当債権者ではない。地方自治法第232条の5の規定によれば、支出負担行為は債権者のためでなければこれを行うことができない。
- 5 手土産、官学連携協議、県幹部職員懇親会差入れ、国・県職員送別会については、「官公庁の接待について（平7. 8. 15自治通知）」に違反して、支出負担行為が行われている。
- 6 香料については、会葬礼状もなく、相手を特定することはできない。

(別紙) 市長交際費明細書 (平成20年4月から平成21年3月)

年	月	日	内 容	金 額	備 考
20	4	5	香料	10,000	市長
20	4	8	面談先会食 (3名分・公会計の相談)	8,946	市長
20	4	15	面談先会食 (3名分・加古川市との広域連携相談)	18,873	市長
20	4	21	会食懇談 (2名分・記者懇談)	5,000	市長
20	4	26	会食懇談 (3名分・観光協会慰労)	15,510	市長・担当者
20	5	18	面談先会食 (2名分・長野そば作り視察)	3,400	市長
20	5	21	香料	5,000	副市長
20	5	22	会食懇談 (2名分・文化連盟打合せ)	2,100	市長
20	5	22	会食懇談 (2名分・記者懇談)	9,450	市長
20	6	20	面談先会食 (3名分・記者懇談)	26,460	市長・担当者
20	6	23	面談先会食 (2名分・新産業振興策アドバイス)	1,960	市長
20	6	26	面談先喫茶 (2名分・バイオマス事業)	2,195	市長
20	7	1	面談先会食 (2名分・採用あり方アドバイス)	20,240	市長
20	7	4	来客茶果子・手土産 (西脇高校クールビズシャツ持参)	1,960	市長
20	7	4	来客ペットボトルお茶 (西脇高校クールビズシャツ持参)	2,195	市長
20	7	8	会食懇談 (2名分・農業政策懇談)	8,925	市長
20	7	10	来客昼食懇談 (3名分・フラワーセンターリニューアル他打合せ)	2,040	市長
20	7	10	来客夕食懇談 (3名分・フラワーセンターリニューアル他打合せ)	11,100	市長
20	7	11	来客昼食懇談 (3名分・フラワーセンターリニューアル他打合せ)	2,670	市長
20	7	11	来客夕食懇談 (3名分・フラワーセンターリニューアル他打合せ)	12,000	市長
20	7	17	面談先喫茶代 (2名分・病院経営相談)	2,400	副市長
20	7	19	入場料 (高校野球荷西兵庫大会北条高校応援)	700	市長
20	7	23	面談先喫茶代 (2名分・病院経営相談)	4,200	副市長
20	7	24	面談先喫茶代 (2名分・医師確保相談)	6,930	副市長
20	7	27	公民連携フォーラム昼食代 (9名分)	14,640	担当者
20	7	27	懇談経費 (加西市在住インドネシア人連合会)	4,658	市長・担当者
20	7	28	来客昼食懇談 (3名分・観光振興打合せ)	2,940	市長
20	7	31	面談先会食 (3名分・加西の食材PR)	17,000	市長
20	7	31	面談先喫茶 (3名分・加西市バイオマス事業PR)	2,250	市長

20	8	5	手土産（アメリカPPP視察研修訪問先）	13,500	市長
20	8	14	会食懇談（2名分・アメリカPPP視察研修）	5,407	市長
20	8	16	喫茶懇談（2名分・アメリカPPP視察研修）	2,008	市長
20	8	18	会食懇談（2名分・病院経営改善協議）	4,410	副市長
20	8	26	ぶどう（謝礼・記者懇談デザート）	4,800	
20	8	29	面談先喫茶（2名分・観光振興協議）	1,200	市長
20	8	30	面談時喫茶（3名分・PPP打合せ）	3,500	市長
20	9	1	来客夕食懇談（2名分・新工法情報収集）	4,465	市長
20	9	11	来客昼食代（4名分・加西の食材PR）	5,400	
20	9	11	来客夕食懇談（2名分・観光振興協議）	2,720	市長
20	9	11	区長会懇談弁当代	16,000	市長・副市長・担当者
20	9	23	市長室用植木鉢ラッピングペーパー代	524	
20	9	25	定例記者懇談会弁当代（15名分）	15,000	
20	9	25	定例記者懇談会デザート	1,950	
20	9	25	定例記者懇談会紅茶代	268	
20	9	25	来客昼食懇談デザート	100	市長・副市長
20	9	26	来客昼食懇談弁当代（3名分）	3,000	市長・副市長
20	9	26	来客昼食代（加西の食材PR）	1,500	
20	9	28	面談先会食（3名分・フラワーセンター・病院経営協議）	8,310	市長
20	10	3	面談先喫茶代（2名分・病院経営相談）	1,800	副市長
20	10	6	会食懇談（2名分・労働関係懇談）	6,499	市長
20	10	8	電話代（出張時業務連絡用）	1,180	市長
20	10	9	出張時タクシー代	1,090	市長
20	10	10	会食懇談（2名分・広域連携協議）	20,150	市長・担当者
20	10	14	ふるさと芸能大会反省会弁当代（13人分・老人会）	12,285	市長・担当者
20	10	17	面談先軽食（2名分・企業誘致協議）	790	市長
20	10	17	面談先会食（2名分・企業誘致協議）	15,312	市長
20	10	18	会食懇談（3名分・北条の宿はくらんかい慰労）	5,100	市長
20	10	21	会食懇談（北条鉄道PR）	2,835	市長
20	10	28	会食懇談（2名分・北条鉄道関係打合せ）	4,580	市長
20	10	28	定例記者懇談会デザート	300	
20	10	29	定例記者懇談会弁当代（15名分）	15,000	
20	11	3	来客昼食懇談（4名分・観光振興協議）	6,400	市長・担当者
20	11	5	面談先会食（3名分・記者懇談）	20,800	市長・担当者
20	11	7	面談先喫茶（2名分・病院経営相談）	1,800	副市長

20	11	7	面談先喫茶 (2名分・国際交流協議)	840	市長
20	11	11	会食懇談 (2名分・土地改良・体育施設指定管理協議)	2,500	市長
20	11	12	面談先会食 (3名分・病院改革協議)	7,613	市長・副市長
20	11	12	北播磨市長幹部・県幹部意見交換会差入	10,500	河原部長・玉置室長
20	11	14	お祝い (大阪加西会)	30,000	市長・担当者
20	11	17	来客夕食懇談 (2名分・北条鉄道関係協議)	6,350	市長
20	11	21	来客昼食懇談 (PPP 東洋大学・米国訪問団)	22,950	市長・教育長・担当者
20	11	21	レセプション費用 (PPP 東洋大学・米国訪問団)	49,362	市長・教育長・担当者
20	11	22	面談先会食 (2名分・公会計情報交換)	1,900	市長
20	11	22	来客昼食代 (2名分・観光振興協議)	2,581	担当者
20	11	22	来客夕食代 (2名分・観光振興協議)	7,560	担当者
20	11	23	来客昼食代 (2名分・観光振興協議)	3,350	担当者
20	11	23	面談先会食 (2名分・国際交流情報収集)	3,000	市長
20	11	24	手土産 (職員採用試験委員)	2,900	
20	11	26	お祝い (東京加西会)	30,000	市長・担当者
20	11	26	東京加西会お祝い送金手数料	560	
20	11	28	定例記者懇談会弁当代 (15名分)	15,000	
20	12	5	出張時ロッカー利用料	1,800	市長
20	12	8	来客夕食懇談 (3名分・イオン立地御礼)	15,855	市長
20	12	11	参加費 (明日来の会)	10,000	市長
20	12	12	面談先会食 (2名分・病院経営改革相談)	5,400	副市長
20	12	15	来客昼食懇談 (3名分・PPP 協議)	4,108	市長・担当者
20	12	21	面談先会食 (2名分・PPP 協議)	5,428	市長
20	12	26	定例記者懇談会デザート	1,200	
20	12	26	定例記者懇談会弁当代 (15名分)	15,000	
21	1	7	面談先会食 (3名分・フラワーセンターリニューアル協議)	12,302	市長
21	1	8	面談先会食 (3名分・行財政改革相談)	10,440	市長
21	1	8	出張時ロッカー利用料	300	市長
21	1	14	来客昼食懇談 (4名分・公民連携協議)	5,966	市長
21	1	23	来客昼食懇談 (2名分)	3,471	市長・副市長
21	1	23	会費 (北播政経懇話会新春特別例会)	3,000	市長
21	1	26	面談先会食 (2名分・企業誘致協議)	20,320	市長

21	1	27	面談先会食 (2名分・地下水事業協議)	1,780	市長
21	1	27	出張時ロッカー利用料	400	市長
21	1	28	定例記者懇談会デザート	1,600	
21	1	28	定例記者懇談会弁当代 (13名分)	13,000	
21	1	28	会食懇談 (2名分・寄付要請・広域連携協議)	13,840	市長
21	2	4	会食懇談 (4名分・病院経営相談)	27,750	市長・副市長
21	2	6	面談先会食 (2名分・学校誘致打合せ)	5,100	市長
21	2	6	出張時ロッカー利用料	600	市長
21	2	9	香料	10,000	市長
21	2	11	手土産 (2名分・職員採用試験委員)	5,000	
21	2	13	来客昼食懇談 (3名分・公民連携フォーラム打合せ)	3,190	市長・担当者
21	2	16	手提袋 (贈答用)	1,989	
21	2	17	出張時ロッカー利用料	300	市長
21	2	18	講師夕食懇談 (2名分)	3,978	市長
21	2	18	講師会食懇談 (2名分)	5,700	市長
21	2	21	公民連携フォーラム昼食代 (5名分)	5,250	副市長・担当者
21	2	21	公民連携フォーラム夕食代 (9名分)	16,850	市長・担当者
21	2	23	手土産 (官学連携協議)	2,500	市長
21	2	23	手土産 (官学連携協議)	1,450	市長
21	2	24	定例記者懇談会弁当代 (13名分)	12,285	
21	2	24	定例記者懇談会デザート	2,000	
21	2	27	手土産 (試験委員就任依頼)	2,500	担当者
21	3	3	昼食懇談弁当代 (4名分)	3,780	市長・副市長
21	3	3	昼食懇談デザート	800	市長・副市長
21	3	3	手土産 (取材御礼)	2,500	市長
21	3	3	手土産 (取材御礼)	1,450	市長
21	3	4	面談先喫茶 (2名分・農業政策懇談)	1,900	市長
21	3	5	出張時ロッカー利用料	1,200	市長
21	3	13	会食懇談 (3名分・北条の宿はくらんかい打合せ)	3,710	市長
21	3	18	来客夕食懇談 (4名分・病院経営相談)	8,986	市長
21	3	19	来客懇談 (2名分・取材御礼・情報交換)	21,760	市長
21	3	25	会食懇談 (2名分・委員慰労)	16,745	市長
21	3	26	定例記者懇談会弁当代 (11名分)	11,000	
21	3	26	国県派遣職員送別会 (4名分)	27,320	市長・副市長
21	3	28	来客夕食懇談 (2名分)	2,917	市長

第2 請求の受理

平成21年8月31日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、9月14日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象期間

本件請求のうち平成20年8月30日以前に支出したものについては、支出日から1年を経過しており、かつ、請求人がその期限を過ぎて請求したことについて、正当な理由が認められないため、監査対象から除外した。

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、同条第2項において、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」とされている。

請求者は、本件監査請求が「請求の対象となる行為は秘密裏に行われており、市民には相当な注意力をもって調査しても知ることはできなかつた。」ので、正当な理由があると主張している。しかしながら、請求人からは、請求の対象となる行為が秘密裏に行われたことを証する書類の提出や、具体的な事由の主張がなされていない。

市長交際費については、市役所のホームページにおいて公開されており、また、加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）により知りえるものであることから、1年の請求期間を経過したことに「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、監査対象期間は平成20年9月1日から平成21年3月31日までにかかるものを対象事項とした。

2 監査の実施方法

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成21年9月18日に、追加書類の提出及び陳述の機会を与えた。

(2) 監査対象部局

本件措置請求は、市長交際費の支出が違法又は不当であるとしていることから、監査対象部局を経営戦略室秘書課とし、説明聴取及び関係書類の調査を行った。

(3) 調査の方法

請求人から添付された事実証明書、請求人の陳述を検討するとともに、関係書類等の照合及び平成21年9月18日に関係職員等からの事情聴取を行った。

3 監査の期間

平成21年9月15日から平成21年10月30日まで

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 交際費の支出事務について

ア. 市長交際費の支出は、経費の性格上即時現金払の必要があるため、加西市財務規則（以下「規則」という。）第72条の規定に基づき資金前渡の方法により行われている。

イ. 資金前渡受者である秘書課長は、予算の範囲内で支出予定額について支出命令を行い、資金前渡を受けたときは、現金を手元に保管し、市長が交際上必要と判断したときに、その都度保管中の現金から支払っている。

ウ. 交際費を支出したときは相手から領収書を徴し、領収書を徴し難いときは、支払証明書を作成する。さらに、交際費出納簿に支払年月日、内容、支出金額を記載している。

エ. 交際費の支出が終わったときには、規則第79条の規定により秘書課長が精算・戻入している。

オ. 資金前渡精算伝票に証拠書類を添えて事務処理が行われている。

(2) 情報公開請求に関する件について（上記第1請求要旨1）

請求人は、請求の趣旨の中で、情報公開請求により、正当債権者の領収書が送付されなかったことについて述べているが、このことは、加西市情報公開条例の制度に係る問題であって、本請求の監査対象外である。

第5 判断

1 市長交際費の必要性とその支出基準

交際費は、法第232条第1項「普通地方公共団体は、当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」に基づき、地方自治法施行規則第15条第2項別記で定める「交際費」から支出する経費である。行政事例（昭和28年7月1日）では、交際費とは「一般的には対外的に活動する普通地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」とされている。

市長交際費の必要性及びその範囲について、平成元年9月5日最高裁判例では、「地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該事務に随伴するものとして、許容されるものであることに思いを致すと、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することはゆるされない。」とされている。さらに、同判例では、「地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う

ものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものでなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容すると解されるのが相当である。」とされている。

また、平成15年3月19日横浜地裁判決では、交際費としての支出の適否に関する判断基準について、「①職務との関連性有無、②支出先の団体等の性格、③支出対象となる行事等の性格などを総合的に判断すべきである。」とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、市長交際費は、その支出に伴う交際が社会通念上儀礼の範囲内のものであれば、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とするものであっても、財務会計法上違法とはならない。

2 食糧費について

食糧費は、普通地方公共団体の事務及び事業に直接的に費消される経費である。したがって、食糧費は、通常は接遇という場で支出することを目的としたものでない。

しかし、行政事務及び事業の執行上、外部者の参加を求めて会合を持つ場合があるため、平成13年3月22日福岡地裁判決では「食糧費は、接遇を兼ねて会食に食糧費を支出することができる。しかしこの接遇は、対外的折衝を目的とした交際費によるものとは異なり、本来は会議用、式日用、接待用の茶果及び弁当等を対象とした食糧費によるものであるから、食糧費としての節度を失い、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、その接遇は当該地方公共団体の事務に当然伴うものということとはできず、これに要した費用を食糧費から支出することは許されない。」とされている。

この判例の趣旨を踏まえると、接遇を兼ねた会食に支出する食糧費は、その支出に伴う会食が社会通念上儀礼の範囲内のものであれば、財務会計法上違法とはならない。

3 国家公務員倫理法第3条、同規程第4条1項、2項、8条1項について

請求人は交際費の支出を国家公務員倫理法と関係づけているが、同法は利害関係人からの贈与等、また利害関係人と共に飲食する場合に、接待を受けているのではないかと誤解をされる可能性も否定できないことから、事前に報告義務を課すことにより、飲食の事実を明らかにし、職員の行動に係る透明性を確保すること等を目的としたものである。

基本的に交際費は、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される

経費であって、支出判断基準についても行政事例、判例等によると解されている。

4 支出金額について

市長交際費は外部折衝費であり、支出金額の判断にあたっては、個々事例毎に、目的、内容、会場、人数、出席者の社会的地位、立場を検討し社会通念上の妥当性を勘案する必要がある。

5 請求人の指摘事項に関する検討

- (1) 平成20年度交際費明細書の年月日欄の年が領収書と相違することについて
(上記第1請求要旨2)

市長交際費の支出は、規則第72条の規定に基づき資金前渡の方法により行われ、交際費を支出したときは、支払年月日、内容、支出金額を出納簿として使用している交際費明細書に記載している。この交際費明細書と領収書等証拠書類を確認した結果、適正な支出であるとの事実確認ができた。記載誤り及び記載漏れをもって、直ちに、違法、不当であるとはいえない。

- (2) 市参加者の飲食代等の支出について (上記第1請求要旨3)

ア. 面談先会食、会食懇談会について

本件は、それぞれ市、団体や各種企業に係るものであり、最新の情報を報告し、市政への理解を求め、意見を汲み取るなど、お互いの意見交換を図る対外的渉外・接遇である。

その過程において、社会通念上儀礼の範囲に留まる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、許容されるべきである。社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かについては、行政事務及び事業と会合等の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容から判断すべきである。

これらは市政について理解を求める機会としてとらえ、各種行政分野に関する情報、意見交換や意思疎通を目的としたもので、いずれも市政の円滑な運営や市の利益を図る目的を持って行われたものと認められ、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出とはいえない。

イ. 参加費について

参加費の支出先は、市内の各種企業の方が文化的交流と地域社会に貢献を図ることを目的とした会であり、特定の事業者とのものでない。市長が来賓として案内を受けて、出席者の範囲等総合的に勘案した上で参加したものである。外郭団体等と最新の情報を交換し、市政に関する理解を求め、意見を汲み取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、対外的渉外・接遇である。その過程において、社会通念上儀礼の範囲に留まる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、許容されるべきであり、社会通念上儀礼の範囲を逸脱した交際費とはいえない。

ウ. 公民連携フォーラム昼食材料費について

平成21年2月21日に公民連携フォーラムが加西市民会館で開催された。このフォーラムには、加西市と公民連携推進協定を締結している東洋大学がJICA国際協力機構より受け入れている諸外国研修員が、自治体研修の一環として参加した。

この昼食材料費は、昼食の弁当に換えて一般的な日本食を提供するため、加西市の特産品、食材等を使い、ボランティアが調理に要したものであり、社会通念上儀礼の範囲内のものである。

エ. 記者懇談会について

記者との会食は、加西市の四季の特産物、農産物、食材等を広報するとともに、近隣の行政、企業の話題、社会情勢などの意見交換及び意思疎通のための懇談会であり、社会通念上儀礼の範囲内のものである。

(3) 電話代、ロッカー代、タクシー代について（上記第1請求要旨4）

いずれも外部団体等との折衝及び友好、信頼関係の維持増進自体を目的に公務での出張をした際に使用し、交際費の一環として加西市財務規則に基づいて支出されたものである。電話代、ロッカー代については社会通念上、極めて多額にわたり、個人的に使用したこと等が明白でない限り、その支出は違法でないと解される。

タクシー代についても、駅から他の交通手段がないためタクシーを利用したものであり、経路、活動等が特定できている。

(4) 手土産（官学連携協議）、北播磨市町幹部・県幹部意見交換会差入、国・県職員送別会について（上記第1請求要旨5）

官学連携協議の手土産については、神戸大学との間に生涯学習等に関する連携事業、文化遺産を活用した地域との連携事業について、協定を締結するために必要な経費の支出であり、特段に高額なものでなく、社会通念上儀礼の範囲内のものである。

手土産が多いのは、一般的な友好、信頼関係の維持増進事態が目的として、対外的折衝を最小の経費で最大の効果を挙げるために幅広く意見交換や情報収集を行っていることによるものである。

また、北播磨市町幹部・県幹部意見交換会差入については、県主催で「新行財政構造改革推進方策（新行革プラン）」説明会が開催され、引き続き北播5市1町の意見交換が行われた際に支出されたものである。意見交換会は、各市町の最新の情報を報告し、意見を汲み取るなどを目的とし、会費制で開催されている。差入については、開催市が当市であることからおこなったもので、参加者は25名程度で、出席者の地位も確認でき、社会通念上儀礼の範囲内のものである。

送別会については、国・県からの出向職員の送別会であり、今後も出向職員の依頼と、信頼関係ないし友好関係の維持増進を目的としたもので、社会通念上儀礼の範囲内のものである。

(5) 香料について（上記第1請求要旨6）

社会通念上相手方から領収印等を徴し難いと認めるものについては、秘書課長が「支払証明書」を作成しており、相手方への支出内容を確認することができた。

6 結 論

以上のことから、市長交際費の支出は、違法又は不当とはいえない。したがって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要性を認めない。

なお、現下の厳しい社会情勢においては、市長交際費の支出についても極めて厳格な執行が求められていることから、次のような措置を講じることを要望する。

1. より透明性を高めるため「市長交際費の取扱要領」等を早急に定めること。
2. 交際費から出張で要した通信費や消耗品費が支出されている。その内容を精査し、今後、新たに科目を検討すること。